老人保健施設「優」 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程の概要

１．目的

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は要介護状態（要支援状態）と認定された利用者（以下、利用者という。）に対し、適正な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供することを目的とします。

２．運営方針

・ 従業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下のおける介護、及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、利用者の立場に立った短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供する。

・ 実施にあたっては、居宅介護支援事業所、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３．設備の概要

(定員)	５０名	
(居室)	個室	４室（１室１２．８２㎡）：２人部屋‥１３室（１室１７．９８㎡）
	４人部屋	５室（１室３２．３８㎡）
(療養室)	２２室	
(診察室)	１室	
(機能訓練室)	１室	マイクロタイザー、ハイドロタイザー、等
(談話コーナー)	２室	２階（２４．００㎡） ３階（１６．００㎡）
(食堂)	３室	２３１．００㎡
(浴室)	３室	一般浴槽と特殊浴槽があります
(レクリエーションルーム)	１室	１８２．８１㎡
(サービスステーション)	２室	２階（２４．４６㎡） ３階（２１．０４㎡）
(洗濯室、又は洗濯場)	１室	２３．１８㎡

４．職員の配置状況

主な職員の配置・勤務体制

〔職種〕	〔配置・勤務体制〕
管理者	１名（常勤兼務）
医師	１名（常勤兼務）以上
薬剤師	１名（非常勤）以上
支援相談員	１名（常勤兼務）以上
理学療法士,作業療法士,言語聴覚士	１名（常勤兼務）以上
管理栄養士	１名（常勤兼務）以上
介護支援専門員	１名（常勤兼務）以上
事務職員	１名以上
看護・介護職員等	（前年度の実績より利用者３名に対して１名の看護・介護職員数以上を配置）
看護職員	看護・介護職員総数の２／７程度の配置
介護職員	看護・介護職員総数の５／７程度の配置

５．サービスの内容及び利用料金

（1） サービスの内容

(食事) ・栄養士の立てる献立により栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・食事はできるだけ離床し食堂でとっていただけるよう配慮します。

【食事時間】 朝食 ７：４５ 昼食 １２：００ 夕食 １８：００

(排泄) ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

・おむつを使用する方に対しては、１日１回～適宜回の交換を行います。

(入浴) ・年間を通じて週２回以上の入浴又は清拭を行います。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

(機能訓練）・理学療法士もしくは作業療法士又は言語聴覚士により入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な回復又は低下を防止するための訓練を実施します。

(健康管理）・医師や看護師が健康管理を行います。

(その他）　・寝たきり防止の為できる限り離床に配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるように、適切な整容が行われるよう援助します。

（2）　サービス利用料金

別紙資料にて記載しています。ご参照ください。

６．苦情相談窓口

・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

[当施設のお客様相談窓口]

電話番号　　088－842－7770　　FAX　088－842－7771

苦情相談担当者　　髙瀬　哲郎

対応時間　　8：30～17：30

・公的機関においても、苦情の相談・申し立てができます。

別途「苦情処理に係る措置の概要」に詳細を掲示しています。

７．施設利用に当たっての留意事項

別紙資料にて記載しています。ご参照ください。

８．運営に関する重要事項

・従業者の業務体制について

従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備しています。

・事故発生時の対応について

当施設は利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる事とします。

・身体拘束について

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急　　やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ないません。

・虐待防止措置について

利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止のための措置を講じます。

虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに市町村へ報告します。

・ハラスメント対策について

ハラスメントの未然防止対策等の取組や相談窓口の設置、適切に対応する為に必要な体制を整備します。

・褥瘡の予防及び対策について

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともにその発生を防止するための体制を整備しています。

・感染症及び食中毒の予防と対策について

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置を基準省令に則り講じます。

・秘密保守について

従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た秘密を保守し、又従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守します。

・非常災害対策について

消防法に規定する災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行います。

９．事業所の概要

【 名称、法人種別 】　　医療法人　互光会　老人保健施設　優

【 代表者 氏名 】　　髙橋　晃

【　所 在 地　】　　高知市長浜小日出１６８１－１

※　第三者評価の実施　：　無し